

議 第 3 号

地域における路線バスの維持に向けた
支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

路線バスは、通学・通勤、買い物等といった地域住民の日常生活上の移動を支える地域公共交通として、重要な役割を担っているが、事業者を取り巻く環境は、人口減少等による長期的な利用者の減少及び燃料価格の高騰により、一層厳しさを増している。

政府は、収入が減少する中でも運行を継続する路線バス事業者に対し、運行支援、車両購入補助等を実施しているが、地域によっては、路線廃止が進み、経営破綻した事例も発生していることから、更なる支援の拡充が求められる。

また、バス業界においては、低賃金及び長時間労働を背景に担い手不足が慢性化する中、本年4月から適用された労働時間の上限規制によって、長時間労働の是正が図られている一方で、労働時間の短縮に伴って路線維持が困難となる事業者もあり、賃金水準の見直しも依然として課題である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、持続可能な地域公共交通の実現に向け、事業者に対する財政的支援を拡充するとともに、運転手等の処遇改善に加え、担い手確保に向けた抜本的な対策を講じるなど、地域における路線バスの維持に向けた支援を強化するよう強く要請する。